

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金支給に関するQ&A

Q 1 被保険者には自覚症状はないものの、検査の結果、「新型コロナウイルス陽性」と判定され、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるか。

A 1 傷病手当金の支給対象となり得る。

Q 2 被保険者が発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っており、療養のため労務に服することができない場合、傷病手当金は支給されるか。

A 2 傷病手当金の支給対象となり得る。

医師が診察の結果、被保険者の既往の状態を推測して初診日前に労務不能の状態であったと認め、意見書に記載した場合には、初診日前の期間についても労務不能期間となり得ることとしている。

今般の新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安として、

- ・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合と示されていることを踏まえると、上記のような発熱などの症状があるため被保険者が自宅療養を行っていた期間は、療養のため労務に服することが出来なかった期間に該当することとなる。

Q 3 発熱などの自覚症状があるため自宅療養を行っていた方が、休職して4日目に医療機関に受診し、新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾病に罹患しているため労務不能と判断された場合、傷病手当金は支給されるか。

A 3. 傷病手当金の支給対象となり得る。

Q 4. 事業所内で新型コロナウイルス感染症に感染した者が発生したことと等により、事業所全体が休業し、労務を行っていない期間については、傷病手当金は支給されるか。

A 4. 傷病手当金は、労働者の業務災害以外の理由による疾病等の療養のため、被保険者が労務に服することができないときに給付されるものであるため、被保険者自身が労務不能と認められない限り、傷病手当金は支給されない。

Q 5. 本人には自覚症状がないものの、家族が感染し濃厚接触者になった等の事由において、本人が自宅待機している場合、傷病手当金は支給されるか。

A 5. A 4と同様。